

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年3月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年9月6日 10時40分ごろ
発生場所	山口県下関市火の山東方沖 門司埼灯台から真方位049° 1.2海里付近 (概位 北緯33° 58.5′ 東経130° 58.9′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>ダンシング シンギング エヌアンドワイ</sup> Dancing Singing N & Yは、主機を中立運転として漂流中、主機が停止し、始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年9月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート Dancing Singing N&Y、5トン未満（長さ7.38m） 290-63054福岡、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力165.50kW、回転数毎分6,000、6気筒、ボア89.0mm、使用燃料ガソリン、平成25年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で福岡県北九州市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航し、火の山東方沖で船外機を中立運転として釣りを行っていたところ、突然船外機が停止した。</p> <p>本船は、船長が、船外機を始動しようとしたが、セルモータが回るものの、始動できず、航行不能と判断して118番に通報し、また、本件マリーナに救助を要請し、来援した巡視艇にえい航された後、本件マリーナ所属船に引き継がれ、本件マリーナに着岸した。</p> <p>本船は、本インシデント後、本件マリーナ整備担当者が点検したところ、燃料供給ポンプの絶縁不良によるヒューズの断線が認められ、ヒューズの交換を実施し、電路の絶縁不良箇所を整備したところ、燃料ポンプが回り、復旧した。</p> <p>本船は、平成25年に建造されて以来、本件マリーナで保管されており、船長が1か月に数回程度出航していたが、今まで不具合が発生したことがなかったので、電気系統の点検を実施したことがなく、使用する以前に電気系統を点検整備した時期は不明であった。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、平成25年に建造されて以来、電気系統の点検が実施されていない中、出航して船外機を中立運転として釣りを行った後、燃料供給ポンプの絶縁不良によりヒューズが断線していたことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、平成25年に建造されて以来、電気系統の点検が実施されていない中、出航して船外機を中立運転として釣りを行った後、燃料供給ポンプの絶縁不良によりヒューズが断線していたため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶所有者または船長は、船舶を購入したのち、定期的に電気系統の点検を実施し、異常を認めた場合、修理及び交換すること。</li> <li>・船長は、出航する際、ヒューズ等の予備品を保持しておくこと。</li> </ul>